

当院で処方を行う医薬品について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございますが、変更にあたってご心配なことや一般名処方等のご不明な点がありましたら、当院職員までご相談ください。

- 医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。
- 後発医薬品の医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月より、患者さんの選択により長期収載品（※）といわれる先発医薬品を処方又は調剤する場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者さんが自己負担することが診療報酬の改定で決まりましたのでお知らせします。

一般名処方とは…

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することであり、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

選定療養の対象となる長期収載品とは…

- 後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%超の長期収載品が、選定療養費の対象となる医薬品になります。
- 選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1相当分を自己負担することになります。
- 医師が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養費の対象外となります。